資料　２

消費者分野等における標準化政策の取組強化について（案）

平成２０年５月２１日
日本工業標準調査会
消費者政策特別委員会

１．消費者分野における標準化政策の見直し

消費者分野における標準化は、本委員会において平成 13 年に取りまとめられた「標準化における消費者政策の在り方に関する提言書」（以下「提言書」）に基づき実施してきているが、近年、消費生活製品の事故等が多発し、安全安心な社会の構築が喫緊かつ重要な政策課題となっている。消費生活用製品安全法等の製品安全に関する法令だけでなく、製造業者等の自主的な取り組み、消費者に対するより一層の情報提供の強化等が必要とされている中で、各主体のより適切な取り組みが促進される環境を整えるためにも、任意標準である JIS の役割が極めて重要となっていること、国際的にも ISO で新たにリコール等に関する国際標準化の取り組みも進展しつつある等、「提言書」を策定した当時の標準化を取り巻く環境も大きく変化している。

したがって、「提言書」については、これまでの取組状況・進展を踏まえた上で、社会の要請に適確に対応する観点から対応策の具体化に向けた取り組みを進めるために、今後、優先して取り組むべき標準化課題の見直しを行う。

２．現状認識及び課題

上述のとおり、消費者分野における標準化は「提言書」に基づき、また、その後策定された「環境 JIS の策定促進のアクションプログラム（平成 14 年）」(以下「環境AP」)や「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（平成 15 年)」(以下「AD 標準化」)に基づいて実施している。

これまでも本委員会において、「提言書」の提言項目に関する取り組みの進捗状況の確認を行ってきているが、主な項目についての現状認識及び課題については、以下のとおり整理できる。

（高齢者・障害者配慮分野）

高齢者・障害者配慮分野については、「AD 標準化」に沿って「高齢者配慮設計指針ー衣料品」、「点字の表示原則及び点字表示方法」、「触知案内図の情報内容、形状、表示方法」、「高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器」等の一連の高齢者・障害者配慮指針の考え方を消費生活製品や情報通信機器などに反映させ、提言書の取りまとめ以降 24 件の JIS を制定（これまでに全 27 件）するなど着実な成果をあげている。引き続き、ISO/IEC ガイド７１をベースとした体系的整備の必要性を踏まえつつ、高齢者及び障害のある人が使いやすい製品・サービス・生活環境の整備に向けて、また、福祉用具関連製品についても安全で安心な製品の流通を目指した規格整備について、より一層の展開が必要である。

（消費者保護分野）
　消費者保護については、「提言書」に沿って「電子商取引における消費者保護の指針」、「消費者用図記号」、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（予定）等の JIS を制定するとともに、サービス分野など新たな分野の標準化については、「新分野における国際標準化に関する関係府省庁連絡会」（平成 19 年 3 月設置）等の場を活用して省庁間での情報共有及び検討を実施してきており、これまでに一定の成果をあげている。しかしながら、多様化する消費者ニーズや取引形態の変化に適切に対応するための JIS の整備については限定的であり、更なる取り組みの強化が求められる。また、新たな分野における標準化については、今後も省庁間の連携を図りつつ対応することが必要である。

（健康・安全性の確保）
　健康面では、「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」や「建築材料などからのホルムアルデヒド放散測定方法」等の JIS を制定するとともに、建築内装材、塗料、接着剤など約 50 規格についてホルムアルデヒドに関する規定を盛り込んでいる。また、消費生活製品等の安全性の確保としては、「密閉式石油ストーブ」や「ポータブル機器用リチウム二次電池」等の JIS を改正して対応。
　安全性の確保に関しては、法令への JIS の引用や技術基準を補完するための基準、あるいは消費者等による自主的な安全安心への取り組みを促すような規範として、安全安心社会への取り組みに JIS の果たす役割は大きく、今後、規制当局等との連携を一層強化しつつ所要の標準化を進める必要がある。

（環境保全・資源循環分野）
　環境分野については、地球温暖化対策、リユース・リサイクル製品の普及、製品設計・製造段階での環境配慮、有害化学物質対策、環境汚染対策等の観点から、「環境 AP」に沿って約 200 の JIS を整備しており着実な進捗が見られるが、環境慮設計製品等の普及促進のためには、それらの効果を適正に判断し、製品の信頼性向上に伴う市場の創出・拡大を図ることが重要である。このため、市場ニーズに基づく環境性能の適切な水準設定、消費者にとっての製品選択の判断材料となり得るような性能区分や製品への表示といった観点、さらには、公共調達や消費者の製品購入の際に判断の目安となるような JIS の整備・活用等の観点から、「環境 AP」の整備方針を踏まえつつ、より一層の取り組みを徹底していくことが必要である。

（消費者ニーズの把握）
　標準化活動に関する消費者への普及等については、パンフレットの作成・頒布、JISC ホームページの消費者関連ページの充実、セミナーの実施等を行い、消費者ニーズの把握に関しては、消費者関係団体との意見交換（不定期の懇談会）や標準化ニーズ調査、高齢者・障害者のニーズ調査等を実施。しかしながら、消費者の問題意識を規格検討に吸い上げるシステム、いわゆる消費者ニーズを把握・抽出するシ

ステムが未構築であること、抽出された消費者ニーズ等に基づき標準化に向けた分析・検討を行うための消費者と産業界との調整を行う恒常的な場も設定されていないことなど、インフラ整備に係る課題は依然として残っている。

３．消費者ニーズの把握・抽出・分析システムの早急な構築について

現状では、業界団体等において標準化ニーズをまとめ JIS 原案を作成するプロセスとなっていることから、消費者の視点を標準に反映できる実施体制になっているとは言い難い。優先標準化課題の見直し、新たな優先標準化課題の抽出に際しては、「提言書」で指摘されている「消費者ニーズの把握・抽出・分析するシステム」の早急な構築が不可欠である。

４．今後の取組方針

「提言書」の見直しに当たっては、２．の各分野における課題に留意し、３．のシステム構築を同時並行的に行いつつ、対応策の具体化に向けた検討を行うこととする。

また、３．のシステムにより把握した消費者ニーズに基づき、本委員会において優先標準化課題の見直しを行い、優先標準化課題に沿って標準部会で個別具体的な標準化テーマの特定及び中期計画（年度展開計画）を策定・実施することとする。

５．今後の予定

【～8 月】

アンケート調査票の回収・分析

【9 月頃】

第 16 回　消費者政策特別委員会の開催

－アンケート調査結果を踏まえた標準化優先課題の抽出

【12 月頃】

第 17 回　消費政策特別委員会の開催

－「提言書」の見直しについて（中間とりまとめ）

消費者政策特別委員会

資料2　参考1

標準化における消費者政策の在り方に関する提言書（平成１３年８月）に係るこれまでの進捗状況

１. 優先的に標準化すべき課題の提案(提言書2.1.2)

	提言項目	これまでの進捗状況【H20.5】
	1)　高齢者・障害者配慮	
	①ISO/IEC guide71 規格作成作業における高齢者・障害者ニーズの配慮指針のJIS化	・JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）を制定（H15.6）。
	②guide71を基にした分野別guideのJIS化、及び国際提案の検討	・TC159（人間工学）パリ総会で高齢者・障害者に関する新SCの提案、日本が議長・事務局（産総研）のWG2が新設（H15.3）。 →日本提案の「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した製品やサービスに向けてガイド71を適用する際の人間工学的データ指針」についての審議が終了し、平成20年にはISO/TR22411として公表される見込み。 ・TC173(障害者の支援製品)ウィーン総会で誘導ブロックに関する新WGの提案、日本が議長・事務局（NITE)のWG7が新設（H15.11）。 →本WGの活動は現在休止。 （国際提案） TC122（包装）及びTC159（人間工学）に以下の5規格を日本から提案（審議中） ・高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の凸記号表示 ・高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の報知音 ・高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の報知音－妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル ・高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－年代別相対輝度の求め方及び光の評価方法 ・高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器
	③guide71の考え方を、消費生活製品や情報機器などのJIS(既存JISを含む。)に反映	・JIS X8341-1～5(高齢者・障害者配慮の情報機器・ウェブコンテンツ等)を制定（H16～H18）。 ・JIS S 0023（高齢者配慮設計指針－衣料品）を制定（H14.1）。 ・JIS S 0024（高齢者・障害者配慮設計指針－住宅設備機器）を制定（H16.5）。 ・JIS S 0026（高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状，色，配置及び器具の配置）を制定(H19.3) 等、これまでに２７規格を整備（別紙）
	2）消費者保護 電子商取引における消費者保護指針のJIS化の検討	・JIS S 0200（電子商取引における消費者保護の指針）を制定（H14.3）。

提言項目	これまでの進捗状況【H20.5】
3）極微量化学物質、健康に影響を与える化学物質の測定方法	「環境JIS策定中期計画」に基づき、以下の環境JISを整備した。
① ダイオキシン類測定方法のJIS化	・排ガス中(JIS K 0311)、工業用水・工場排水中（JIS K 0312） について既にJIS化済み。
② 外因性内分泌かく乱物質(いわゆる環境ホルモン)測定方法のJIS化	・用水・排水中の測定方法として、既に5件のJISが策定済み。
③ シックハウス症候群・化学物質過敏症の原因化学物質などの測定方法のJIS化	・ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びVOC(有機性揮発物質)の室内測定方法の制定。 ・建材から放散するﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ及びVOC測定方法のJIS制定。 ・建築基準法改正を受けて、建築内装材、塗料、接着剤等４５件の建材JISについて制定・改正を行い、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散区分、その表示方法等を新たに規定。
4）循環型社会の構築に向けた情報提供	
	「環境JIS策定中期計画」に沿ってJISを整備（環境・資源循環専門員会において約２００のJISをリストアップ）。 H18～１９年度に、環境JISの活用状況等に関する調査を実施。
5）ユーザビリティの向上	
用語、操作図記号等のJIS化	・JIS S0101(消費者用警告図記号),JIS S0102(消費者用警告図記号－試験の手順)に加え、 消費者用図記号 （JIS S 0103） 消費生活用製品の取扱説明書に関する指針 （JIS S 0137） 案内用図記号 （JIS Z 8210） コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 （JIS T 0103） 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法 （JIS L 0217） などを制定
6）マーク制度における課題	
目的付記型JISマークの普及・促進－福祉用具分野	JIS T9201（手動車いす） JIS T9203（電動車いす） JIS T9254（在宅用電動介護用ベッド） について、体制整備中

2. 消費者ニーズの把握及び標準化課題について（提言書　2.2.1(1)、(2))

提言項目		これまでの進捗状況【H20.5】
(1)	**消費者関係団体(消費者団体、高齢者団体、障害者団体、環境保護団体など)の組織を活用し、関係団体が一元的に取り組み、消費者の標準化ニーズを把握、抽出するシステム構築に期待**	
a)	消費者関係団体による標準化ニーズの把握	
b)	消費者代表、消費者関係団体間の情報交換	
(2)	**JISCによる消費者の標準化ニーズの把握**	
a)	消費者関係団体との意見交換	・不定期に消費者団体との懇談会を開催。
b)	消費者の標準化ニーズの把握	・経済産業省消費者モニター（700名超）に対し、標準化ニーズ調査（H14..2）。 ・高齢者・障害者のニーズ調査を実施（H14.7～8）。→「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（平成15年）」
c)	JISC H.Pでの消費者意見募集	・JISC H.P（www.jisc.go.jp).を運用開始（H14.4）。

3. 標準化活動に関する消費者への普及・啓発 （提言書　第3節）

提言項目		これまでの進捗状況【H20.5】
(1)	**消費者関係団体間の情報交換、協力、連携**	
a)	消費者関係団体による標準化勉強会等、普及・啓発活動の実施	・不定期で消費者団体による標準の勉強会の開催。
b)	啓発パンフレット、ビデオの作成	・各種パンフレットを作成・配布。 ・JISCホームページに掲載。
c)	標準化、国際規格化プロセス解説書の作成	・ISO出版「あなたの声を聞かせて、規格開発への消費者参加の必要性と参加方法」を翻訳。
d)	標準化シンポジウム、地域ブロック消費者懇談会の開催	・定期的にCOPOLCO総会報告会（主催：消団連／JSA）を開催。
e)	くらしとJISセンターの活用	・適宜見学の受入れ。

4. ISO/COPOLCO活動への積極的貢献(提言書　第4節）

提言項目		これまでの進捗状況【H20.5】
(1)	**消費者団体等が積極的、継続的に参加し、常にその動向を把握していくことが重要。**	
a)	国際会議の場で活躍できる専門家の育成	・国際会議の旅費支援を実施（JSA）。 ・毎年、AP－COPOLCOセミナーを東京で実施(H15～）。
b)	JISCとして研修制度の活用などの支援	・「国際標準化一般研修」を実施（JSA）。 ・JSAに「国際標準化支援センター」を新設(H17.4)。 ・JSAに「消費者関連標準化推進室」を新設(H20.4)。

別紙

● 全２７規格

● Ｈ１３(2001)８月以降制定は、２４規格

JISS0011　高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の凸記号表示　2000/11/20

JISS0012　高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の操作性　2000/11/20

JISS0013　高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の報知音　2002/01/20

JISS0014　高齢者・障害者配慮設計指針－消費生活製品の報知音－妨害音及び聴覚の加齢変化を考慮した音圧レベル　2003/10/20

JISS0021　高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器　2000/10/20

JISS0022　高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－開封性試験方法　2001/11/20

JISS0022-3　高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－触覚識別表示　2007/02/20

JISS0022-4　高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－使用性評価方法　2007/02/20

JISS0023　高齢者配慮設計指針－衣料品　2002/01/20

JISS0023-2　高齢者配慮設計指針－衣料品－ボタンの形状及び使用法　2007/03/20

JISS0024　高齢者・障害者配慮設計指針－住宅設備機器　2004/05/20

JISS0025　高齢者・障害者配慮設計指針―包装・容器―危険の凸警告表示―要求事項　2004/05/20

JISS0026　高齢者・障害者配慮設計指針－公共トイレにおける便房内操作部の形状，色，配置及び器具の配置　2007/03/20

JISS0031　高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－年代別相対輝度の求め方及び光の評価方法　2004/01/20

JISS0032　高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－日本語文字の最小可読文字サイズ推定方法　2003/10/20

JISS0033　高齢者・障害者配慮設計指針－視覚表示物－年齢を考慮した基本色領域に基づく色の組合せ方法　2006/03/25

JIST0103　コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則　2005/04/20

JIST0901　視覚障害者の歩行・移動のための音声案内による支援システム指針　2005/02/20

JIST0921　高齢者・障害者配慮設計指針－点字の表示原則及び点字表示方法－公共施設・設備　2006/03/25

JIST0922　高齢者・障害者配慮設計指針－触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法　2007/03/20

JIST9251　視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列　2001/09/20

JISX8341-1　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－ 第1部：共通指針　2004/05/20

JISX8341-2　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第2部：情報処理装置　2004/05/20

JISX8341-3　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第３部：ウェブコンテンツ　2004/06/20

JISX8341-4　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第４部：電気通信機器　2005/10/21

JISX8341-5　高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第５部：事務機器　2006/01/20

JISZ8071　高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針　2003/06/20

News Release

資料　２　参考２

平成２０年３月１８日
経　済　産　業　省

消費生活用製品のリコール社告のJISの制定について（日本工業標準調査会における審議の開始）

経済産業省では、消費者へ必要な情報が伝わり、消費者にとって理解しやすくかつ読みやすいリコール社告の普及を目的として、リコール社告に記載すべき項目・内容を規定した JIS の制定に関して、平成 20 年 4 月 4 日に開催する日本工業標準調査会の消費生活技術専門委員会において審議を行います。なお、本件は、今般、消費者からの提案により JIS 化を図る初めての事例です。

同調査会の審議が終了した後は、所定の手続きを経て、6 月 20 日に制定・公示する予定です。

１．制定の背景

（１）経済産業省では、標準化プロセスへの消費者参加促進、消費者ニーズを踏まえた標準化の促進の観点から、平成 18 年度から主婦連合会での「消費者の望む標準化調査研究」を実施し、主婦連合会では、同調査研究の一環として実施した消費者アンケート調査を踏まえて「社告の JIS 化」を提案しました。

（２）主婦連合会の提案を受け、経済産業省では、「リコールハンドブック改訂」(製品安全課)及び内閣府のリコール等に関する研究会報告書（現在作成中）との整合性をとりながら、(財)日本規格協会(JSA)を事務局として「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法の JIS 原案作成委員会」における JIS 化の検討を実施しました。

（３）同委員会における検討が終了し、JSA より経済産業省に JIS 原案が提出されたことを受け、平成 20 年 4 月 4 日に日本工業標準調査会の消費生活技術専門委員会を開催し、JIS 原案の審議を行うこととしました。同調査会の審議が終了した後は、所定の手続きを経て、平成 20 年 6 月 20 日に JIS を制定・公

示する予定です。

２．提出されたJIS原案の内容（詳細は別紙参照）

（１）これまでの製品リコールに関する社告については、掲載者（社告主）によって様式がまちまちであり、消費者等の読み手にとって必要となる情報が適切に記載されていなかったり、リコール情報が伝わりにくいレイアウトとなっている場合が少なくありませんでした。このため、社告主として掲載すべき項目を以下のような記載項目として明確化しました。

a)タイトル
b)危険性、事故の状況及びその原因
c)消費者が取るべき対応策
d)回収、部品交換、点検など、消費者への要請
e)製品の特定方法
f)連絡先の住所、電話番号（例えば、フリーダイヤル)、ファクシミリなど
g)社告の回数及びこれまでの回収率
h)ホームページアドレス
i)日付
f)その他必要名事項

（２）主な記載項目で記載すべき内容は以下のとおりです。

リコールタイトル

他の社告との区別を付けるため、黒地に白抜き文字で **“リコール社告”** と表記することとし、誰が見てもリコール社告であることが即座に判断できるよう統一を図ることとしました。さらに主タイトルとして、“会社名、製品名、製品の種類、括弧付きで副タイトル※”を設けることとしました。

※副タイトルには、“回収”又は“商品回収”、“交換”、“無償交換”又は“部品交換”、“点検・修理”又は“無償点検・修理”、“代金返還”、“注意喚起”などがあります。

製品の特定方法

製品を特定しやすくするために、①製品のイラスト、写真などによる製品の概要、②形式番号及びロット番号の特定方法、③製品の販売数、販売時期及び特定できる場合は販売先・販売方法を示すこととしました。

高齢者・障害者への配慮

ホームページでリコール社告を掲載する際には、高齢者及び障害のある人々が可能な限り操作及び利用できるよう操作・入力、音、文字、速度、色・形などについて配慮することとしました。(JIS X 8341-3 参照)

具体的には、視覚障害者に配慮して、画面上の文字は必要に応じて文字の大きさを変えられること、文字は読み上げソフトが使えるようテキスト文字にすること等の規定があります。

＜記載例（参考）＞

縦書きの場合（7cm×12cm）

リコール社告

○○社製薄形テレビ(回収)

発火のおそれ

○○○商品名・形式

弊社液晶テレビ○○○で発火・火災事故が発生しています。電源盤の部品不適合が原因です（と思われます）。

回収いたしますので、お客様は直ちに電源プラグを抜いてご使用を中止し、左記に連絡してください。弊社の社員証を携帯した担当者が回収（無償点検）にお伺いします。

イラスト
（対象商品の図，写真，形式番号，問題箇所などを明示）

・販売場所と期間　全国のスーパー、家電販売店などで平成○○年○○月～平成○○年○○月に販売

・連絡先　○○株式会社　お客様相談室
０１２０－０００－０００（携帯電話でもかけられます）FAX ０００－０００

・受付時間　毎日○○時から○○時まで

・回収対象数　一万台

・これまでの回収数五０００台（回収率五○%）

・インターネット　http://www.000000.co.jp

平成二十年○月○日

東京都○○区○○町○○丁目○○番地

○○株式会社

３．スケジュール

平成 20 年 4 月 4 日に開催される日本工業標準調査会消費生活技術専門委員会における審議が終了した後は、WTO／TBT 協定（世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定）に基づく事前意図公告を経て、平成 20 年 6 月 20 日付で JIS を制定・公示する予定です。

なお、６月以降、今回制定される JIS が広く事業者の方々に利用していただけるよう、省内の製品安全課等の関係部局と連携し、本 JIS の周知・普及に努めてまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）
産業技術環境局環境生活標準化推進室
担当者：石井、亀井
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　３４２６）
０３－３５０１－９２８３（直通）
産業技術環境局基準認証政策課
担当者：藤代、西村
電　話：０３－３５０１－１５１１（内線　３４１３）
０３－３５０１－９２３２（直通）

資料　２　参考３

安全安心分野における新たな取り組み

－規制行政と基準認証行政とのベストミックスについて－

基 準 認 証 ユ ニ ッ ト

１．政府・産業界・消費者が一体となった取組み

安全安心な社会を構築・運営する当事者は、政府・企業・消費者であり、それぞれの当事者が他の当事者と連携しつつ自己の役割を果たすことが不可欠。

例えば製品安全に関しては、

○政府は製品に関する安全要求事項を規制し、違反者に対しては厳しく罰し、

○企業は法律への遵守だけでなく、全組織的な取組みを実施し、

○政府・企業はそれらの取組みを消費者に分かり易く伝え、

○消費者は安全安心に関する自らの判断基準をもって取り組むこと

が必要。

２．基準認証(任意の標準と適合性評価)の有用性

JIS は法律に基づくものの任意の基準であり強制力はない。しかし任意であるが故に「あらゆる形態の標準化」が可能。

○社会インフラに関する標準化(案内用図記号等)

○組織に関する標準化(ISO9000、CSR、BCP 等)

○消費者への情報伝達に関する標準化(取扱説明書、社告等)

○平均値ではなく目標達成型に関する標準化(トップランナー標準化)

○強制法規の性能規定化に関する標準化(解釈 or 仕様標準)

このように JIS は、企業の自主的な取組みに活用でき、規制の効率化・多様化に対応でき、そして消費者にも理解しやすくすることで、当事者間の「共通言語」ともなり、安全安心な社会構築に当たって、当事者間の「つながり」を強化し、取組みの「見える化」のためには不可欠な施策。

また、業界等の団体規格と連携することによって効率的かつきめ細かい標準化施策の実施も可能。

一方、適合性評価（認証等）についても、製品・サービス、組織の管理体制等の様々な基準への適合性を証明することで、需要側には安心安全の確保のための「判断材料」として、供給側には安心安全確保の「能力証明」として、それぞれ安心安全の「見える化」に貢献できる。

３．今後の取組み

【規制と標準化との関係】
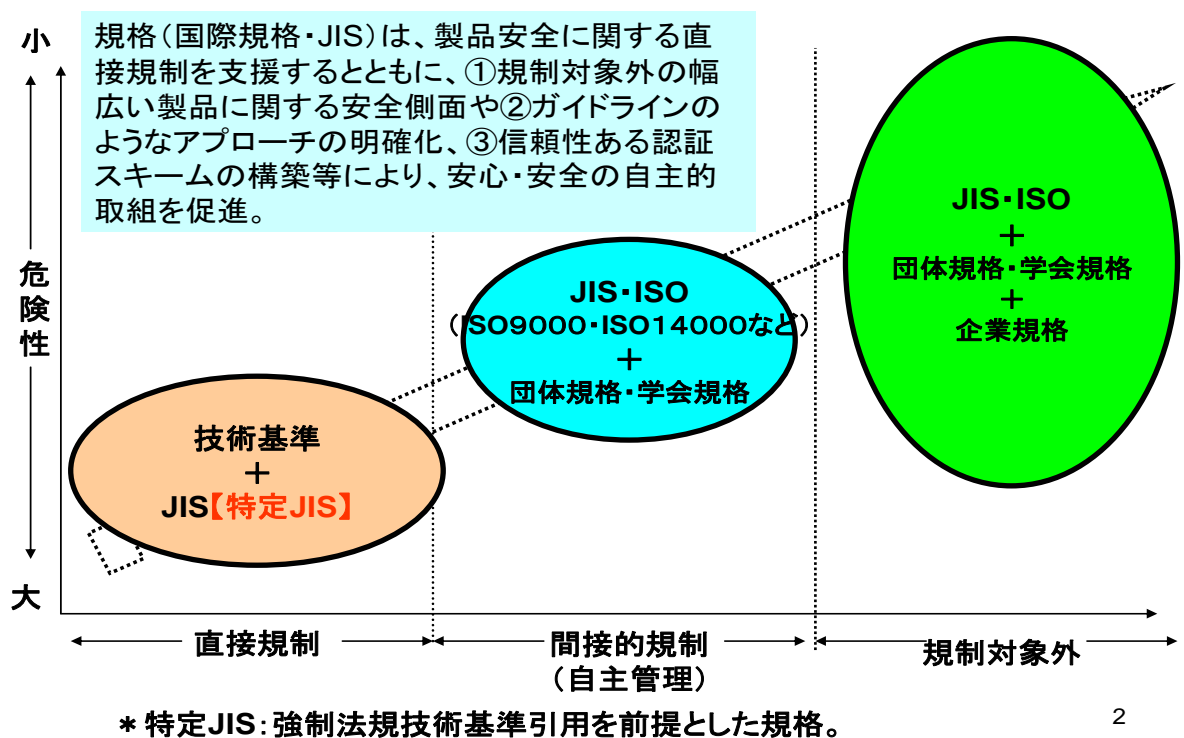
強制法規とJISの関係については、製品安全に関する事故あるいは不祥事等が多発している状況においては、従来の技術基準で引用するJIS、解釈基準としてJISだけでなく、

○強制法規の範疇外で政府がソフトローとしてのJISを制定し、製造業者等がそれらを用いて自主管理する

○消費者による自主的な安全安心への取り組みを促す観点から、消費者の取るべき行動指針、情報提供の内容等に関するJISを制定

〇強制法規の対象となっていない新製品等に関して、事前防止策としての JIS を制定。

〇強制法規の技術基準のレベルを超えたハイグレード or トップランナーJIS の制定

〇安全安心分野の民間認証制度を健全に普及させる観点から、SG 基準、ST 基準の JIS 化の検討

等の多種多様な標準化政策を立案実施することが必要。

また、当然のことながら、強制法規、任意基準を適切に活用した安全安心社会へ取り組みに関しては、従来以上に基準認証ユニットと強制法規担当部署との連携体制を構築することが不可欠。

＊JIS 化に当たっては同時並行的に国際標準への取組みも行うこととする。

＊上記のような従来にない取り組みを行うためには、現在の JIS が有している役割、すなわち、産業競争力強化、取引の円滑化・効率化、安全安心（いわゆる安全安心 JIS）等に関してそれぞれ官民の役割分担を見直した上で、METI としての重点的な取り組みも必要となってくる。